

給食施設届出要綱

沖縄県

給食施設届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第18条第1項第2号に基づき、特定給食施設以外の給食施設（特定かつ多数の者に対して、通例として継続的に食事を供給する施設のうち、1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を提供する施設。以下「給食施設」という。）に対し、栄養管理の実施について指導及び助言を行うこととされ、その届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出事項)

第2条 納付施設の届出事項は次のとおりとする。

- (1) 納付施設の名称及び所在地
- (2) 納付施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、納付施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 納付施設の種類
- (4) 納食の開始日又は開始予定日
- (5) 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- (6) 管理栄養士及び栄養士の員数

(給食施設の開始、再開、変更、休止、廃止の届出)

第3条 納付施設の設置者は、第2条の届出事項をその事業の開始又は再開の日から1月以内に給食施設事業開始（再開）届（第1号様式）により届出を行うものとする。

2 納付施設の設置者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から1月以内に給食施設変更届（第2号様式）により届出を行うものとする。

3 納付施設の設置者は、給食を休止又は廃止したときは、その日から1月以内に給食施設事業休止（廃止）届（第3号様式）により届出を行うものとする。

4 前3項に規定する届出は、その施設の所在地を管轄する保健所長に行うものとする。

(給食施設栄養定期報告)

第4条 納付施設の施設長又は施設管理者は、毎年6月に実施した給食について、給食施設栄養定期報告書（第4号様式）を作成し、その年の7月31日（その日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までに所轄保健所長に提出しなければならない。

2 教育委員会が所轄する給食施設に係る前項の報告書は、当該教育委員会を経由する

ものとする。

(給食施設栄養指導票の交付)

第5条 法第19条に規定する栄養指導員は、法第18条第1項第2号の規定により給食施設の栄養管理の実施について必要な助言及び指導をしたときは、当該施設の設置者に給食施設栄養指導票（第5号様式）を交付するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、廃止前の栄養改善法施行細則の様式により使用されている書類は、この要綱によるものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の給食施設届出要綱の規定によりなされた届出及び報告は、それぞれ改正後の給食施設届出要綱の相当規定によりなされた届出及び報告とみなす。